

令和4年度 第1回 越谷市環境審議会

- 1 開催日時 令和4年11月1日（火）午後2時00分から午後4時15分
- 2 開催場所 越谷市役所 本庁舎8階 第2委員会室
- 3 出席者 大熊 正行、渡辺 智子、小船 隆一、島村 稔、小松 登志子、船山 智代、
青柳 みどり※、嶋田 知英、三澤 善道、石井 秀夫、星野 智子※、中園 金吾
（敬称略）※オンライン参加
- 4 欠席者 浜本 光紹、村上 月江（敬称略）
- 5 事務局 環境経済部長、環境政策課長、環境政策課副課長2名、環境政策課職員2名
- 6 内 容 (1) 諮 問
(2) 議 事
①越谷市環境管理計画の令和3年度の取組報告について
②越谷市環境管理計画の改定について
③その他
- 7 資 料 ・ 次第
・ 環境審議会委員名簿
・ 資料1 令和3年度 越谷市環境管理計画実施状況報告書
・ 資料2 越谷市環境管理計画の改定について

※ペーパーレス会議の推進として、タブレット端末を使い説明

※新しい生活様式の実践として、WEBでの会議参加、ソーシャルディスタンスの確保
等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を取り開催。

令和4年度第1回越谷市環境審議会 会議録

(1) 諮問

司 会：市長より諮問させていただく。

副市長：越谷市環境管理計画の改定について諮問する。諮問書を小松会長へ渡す。

事務局：資料の確認。タブレット端末使用によるペーパーレス会議について説明。

司 会：規定により、会長が「議長」となるため、以後、会長に議事の進行をお願いしたい。

議長：傍聴希望者の確認を行う。

事務局：傍聴希望者がいないことを報告する。

(2) 議事

①越谷市環境管理計画の令和3年度の実行報告について

議長：議事①「越谷市環境管理計画の令和3年度の実行報告について」説明をお願いします。

事務局：資料により説明。

議長：ただ今の説明について何か意見質問等はあるか。

委員：前回までの審議会で、指標については審議されているが、細かい実施施策については、A3サイズの紙に書かれた表を配布はされたものの、詳細を審議されてなかったと考えている。その点も考慮して質問する。まず、地方創生SDGsローカル指標の掲載について。資料1の環境管理計画実施状況報告書（以下、「報告書」という。）7ページに記載のある実行指標の注釈の部分に「原則として事業実施に直接関連する指標を用い、総合振興計画の指標や地方創生SDGsローカル指標との整合を図って設定します。」とある。実際に、報告書15ページの指標5-3「人口1000人あたりの騒音による苦情件数」に、カッコ書きの注意書きで「(SDGsローカル指標)」と書いてある。同様に、16ページの指標5-5「人口1000人当たりの悪臭による苦情件数」にも、SDGsローカル指標と書いてある。このSDGsローカル指標について確認したところ、例えば11ページの基本目標3の環境指標「1人1日当たりごみ排出量」も、地方創生SDGsローカル指標として扱われていた。さらに、生物多様性の戦略など、その他の指標でも地方創生SDGsローカル指標リストに記載されており、実際に本計画の指標として採用しているものもある。なぜ基本目標3の環境指標の注意書きにはSDGsローカル指標と記載がないのか、何か意図があるのか。地方創生SDGsローカル指標リストに載っているならば、これも注意書きをするべきなのではないか。その一方で、例えば、SDGsローカル指標には、大気汚染の監視した測定値もあるが、本計画では測定値に関して触れていない。ただ、環境白書には書いてあるので、丁寧に見ればわかるとも言える。しかし、前計画から改定したときに、測定値そのものを指標としなかったことは不足しているのではないか。今更ではあるが、その意図を知りたい。計画策定時になるべく簡略化して、時間をかけないようにするということは私も言っていたが、いかにどこを簡略化するかが問題だと思う。

事務局：本計画の計画策定当時の話になるが、前計画の指標や市の他の指標などを考慮した上で指標を決定していき、精査の過程で、必要に応じて、当時の地方創生SDGsローカル指標リストを参考にした。当該の2指標については、従前の指標では足りない部分があるという評価があるなか、SDGsローカル指標を参考に使ったという経緯がある。ご指摘の通り、他の指標についてもSDGsローカル指標と合致しているものがあるが、作り方の過程で補足的に追加したという経緯から、記載していない項目というのが出てきている。

委員：環境汚染の常時観測を実施しているなか、その測定値を指標に設定していない点について。例えば報告書31ページの実施策No.213の「河川等の公共用水の環境測定の実施」では、測定を実施するということが当然であって、むしろ施策として書く必要もないと考える。前

計画であれば過分なほど詳細に測定値を記載し、ある意味書きすぎとなっている面もあったため、それを統合したいというのはわかるが、評価しなければならぬ肝心の指標もあると考える。本計画では、測定値の目標達成状況がわからない。前計画と本計画で全く異なるためお聞きする。

事務局：指標については、様々な評価の仕方があると思うが、本計画を策定した際に、施策の進捗状況を測る目安として、ここに掲げられている指標を設定している。令和3年からの10年間の計画となるが、中間見直しが5年後に予定されているので、指標の見直しはその際に検討していきたい。本計画はスタートしたばかりであり、当面はこの指標をもとに施策の進捗を測っていきたいと考えている。一方、報告書については、新計画が始まってから初めての報告となり、掲載様式についても初めて提示した。先ほど測定値等は環境白書に記載されているという指摘もあったとおり、見やすさなども考慮し、報告書内には付帯的なデータを載せていないものとしている。

部長：少し補足する。まず、例えば大気の測定値などは、基本的に環境基準を達成するというのが大原則である。環境基準を達成している場合が大部分であるが、なかなか達成できていない項目があることも事実である。ただ、目標としては、基本的には水質にしても大気にしても、環境基準を達成し、その状態を保っていくというのが大原則であると捉えている。また、毎年作成している環境白書の位置づけだが、これは環境管理計画の進捗の報告書という意味も抱合している。具体的なデータについては、環境白書を参照しながら、環境管理計画の進捗も確認いただきたいというようなメッセージを発していきたいと考えている。本日提示した報告書は、審議会委員の皆様へ報告する資料であり、意見をふまえて改善していきたいと考えている。

委員：報告書8ページの指標1-5「永続性の高い緑地面積」について。この内訳に水田が含まれる場合、単純にこれを永続性の高い緑地として加えていいものなのか疑問視している。そもそも水田が含まれているか質問する。環境白書の29ページには「(イ)永続性の高い緑地面積の確保」と項目があり、「都市公園や公共施設緑地などの施設緑地と、生産緑地地区、農用地などは、永続性が高く市の貴重な緑地となっています」と書いてある。この書き方からすると、永続性の高い緑地面積に農地が含まれるように読めるが、どうなのか。

事務局：手元の資料で内訳がないため、後ほど事務局で詳細を調べ、メールもしくは郵送で回答する(※1)。なお、令和3年度の実績として、綾瀬川緑道の整備を153m計画し153m実施した。

委員：綾瀬川緑道の整備を行ったというが、元々綾瀬川緑道は存在していて、単に歩道部分を整備したということではないか。緑道の整備方法にも環境の視点からは疑問があり、ただ単に整備したものを緑地といえるのか。緑地の定義から考えれば、違うのではないか。

部長：緑道については、河川沿いにいくつか整備しているが、例えば葛西用水などの用水路沿いであれば、木が植えてある緑道もあるが、一級河川の堤防に整備されている緑道は、指摘のとおり木が少ない。綾瀬川緑道については、もともと綾瀬川緑道の整備計画があり、予算の都合もあり、市として位置づけた緑道を毎年計画的に整備している。その進捗について毎年何メートル進んでいるかという報告をしている。

委員：緑道があるところというのは、県か国の所有地であって、元々から緑がある場所だと認識している。それを部分的に市が占用して整備し、人が歩きやすくしたところで、健康には寄与するのかもしれないが、環境管理計画に記載する永続性の高い緑地という趣旨に該当するか疑問がある。初見では計画的な進捗に見えるが、私からすれば、手を加えずにいた方が、より生物の多様性に資するのではないかと認識している。そのため、緑道ではなくビオトープの整備などを指標として挙げるならばわかるが、指標としてこのような緑道の整備を挙げるというのは、私には理解しがたい。

議長：私も緑道ということについて以前から疑問がある。緑道というと、いかにも緑があふれるものを想像するがいかか。

部長：河川堤防上にある緑道などは、法律上、植木が困難なため、遊歩道として整備をしていくというような考え方となる。ただそういうところでは、土手の草地部分の草刈りの方法など、新しい工夫なども加味しながら今後検討していきたい。

- 委員：整備をする際にも、他から持ってきた土で整地などをして欲しくないと考えている。洪水対策としての嵩上げをいろいろなところで実施しているが、違う外来植物が入り込むという問題が見られ、今まで植生がきちんとしていたところに入り込んでしまう。国ならばそこまで配慮するだろうが、市では環境への配慮が不十分を感じており、これからの課題だと考えている。2030年がどういう状態になっているかを思い描いて、それをクリアするような方針で、今の政策をより良いものにしてほしい。環境管理計画の生物多様性という考え方を持ち込み、連携を図るべきである。木を植えるにしても、埼玉県基準として、外来種はあまり使わないようにと環境科学国際センターが先導しているので、十分に周知すべきである。植えやすい外来の木を植えてしまうということは、全体的に起こり得ることで、非常に憂慮している。整備するのならば、多少費用が高くなったとしても、在来種を選択してほしい。
- 部長：維持管理と生物多様性の確保という面の両立は、非常に難しくはあるが、働きかけもしていきたい。
- 委員：基本目標1の「脱炭素社会の構築」について、まず埼玉県環境科学国際センターとして、公表のタイミングが遅れてしまったことをお詫びする。算出方法が変わったとの事務局説明があったが、理由について少し補足すると、以前は市町村ごとの売電量のデータを電力事業者から提供を受けて算出をしていたが、事業者側の都合により提供がなくなった。そのため、基本的には、資源エネルギー庁による都道府県別エネルギー消費統計を基に、それを市町村に案分するという方法に切り替えた。今の算出方法を続けていく予定ではあるが、資源エネルギー庁の都道府県別エネルギー消費統計自体も毎年変わっていることもあり、今後も同じ数字が出てくるかは流動的である。報告書7ページの中に、実績値が令和3年度で18.3%減とあるが、実際にはその下に記載されているように、令和元年度の数字である。この報告書が公開されると、市民の方々から見てちょっと迷うのではないかと危惧しており、このあたりの表現方法を少し工夫する必要があると考えている。もっと具体的に言うと、県の算出が遅れていて、数年間のずれているということをもっと書き、それに基づいて、令和元年分が18.3%であるという表現が良いのではないかと提案する。
- 事務局：令和3年度分については、数値的には令和元年のものを使用して18.3%減というような形で記載をしているが、より分かりやすい表現方法を事務局で再度検討する。
- 委員：評価方法について質問する。一点目は、報告書7ページの評価基準について。A、B、C、実施なしという区分で書かれており、Aが進捗50%以上となっているが、これまでの環境管理計画の報告書では、Aは進捗80%以上だったと記憶している。今回のABCの評価基準は、越谷市全体の評価基準に従っているものなのか。もう一点は、環境指標について。環境指標は、基本目標ごとに一つ設定するようになっており、7ページの基本目標1では、現状値という形で出ているが、9ページの基本目標2では、レーダーチャートのような形で、総合的に判断している。基本目標1の環境指標をどうしてこのように設定し、その他の目標ではレーダーチャートとしているのか、報告書の作成について教えていただきたい。
- 事務局：今回のA評価、B評価、C評価といった評価区分は、あくまで本計画における評価方法であり、本市が全庁的にこの評価方法をしてはいない。環境指標に関しては、元々本計画を策定した際に、「環境状態を客観的に表す指標の設定が困難な基本目標の場合は、取組指標の進捗状況を総合的に評価する」として環境指標として置いていないものと、環境状態を客観的に表す代表的なものを環境指標として置いていないものの2種類があり、今回の報告はそれらに基づいて報告しているため、個別の評価方法があるものと、レーダーチャートという形で報告しているものとの2種類にわかれている。
- 委員：取組状況の数値化をしていない実施施策について質問する。様々な実施内容、結果が報告されているが、例えば報告書23ページの取組の方向性1-6のNo.44「ごみ分別アプリの導入・配信の検討」では、実施施策の説明に「先行実施自治体から情報収集を行う」とあり、実施結果としては、それを行ったというだけで、具体的な取組が分からない。例えば「何ヵ所の自治体から情報収集した」など、数値として見えるような表現のほうが想像できていいのではと考えるが、いかがか。
- 事務局：ご指摘のとおりである。実施施策については、数字で管理できるものについては定量的に評

価し、定性的なものでしか評価できないものは文章で報告しているなか、極力数字等を使って記載した方がわかりやすいというのは間違いない。今後取りまとめる際には、意見を反映していきたい。

委員：13 ページの基本目標4「生物多様性の保全と回復」について。以前は、いきもの調査の種類数という指標があったが、調査方法が変わったことで指標から外れている。しかし、越谷市にいる生き物の種類数というような指標か、あるいは象徴種やアンブレラ種、キーストーン種などを対象とした指標を採用することが望ましいと考えており、このレーダーチャートで生物多様性を評価する手法に対して疑問を持つ。費用との兼ね合いについては、例えばいきもの調査の工夫や、環境科学国際センターの力を借りるなど、色々な手法が考えられるため、検討してほしい。また、取組指標4-1「希少植物の栽培・補植活動実施面積」について、今回からウマノスズクサが加えられている。前回まではコシガヤホシクサ、フジバカマだけだったが、ウマノスズクサを加えた根拠が知りたい。

事務局：ウマノスズクサの保全の始まりは、平成29年9月に、市民から「ウマノスズクサとジャコウアゲハが元荒川にいて、保全した方がいい」という提案があり、それ以降、協働で保全活動を始めたものである。本計画の基本理念の一つに「行政・市民・事業者の協働」があり、市民と一緒に取り組んでいくというところで、ウマノスズクサを保全の対象として増やしたという経緯がある。毎年ジャコウアゲハが当該地で確認されており、引き続き保全に取り組んでいきたいと考えている。

議長：代表的な生物の調査についての質問もあったが、それについてはいかがか。

事務局：越谷市いきもの調査に関しては、前回の調査から方法を変えて実施した。次回以降の調査の方向については、意見も参考にしながら、検討していきたい。指標に加えるべきという意見については、計画の中間見直しの際に改めて検討したい。

委員：ウマノスズクサに関して、地方によっては、ジャコウアゲハの食草としての役割から保護しているところも多々ある。協働という立場から市として取組をしていることはわかるが、他の希少植物もあるなか、市としての姿勢を整理してほしい。埼玉県と我々は、民間の自然保護団体であるが、直接やりとりしており、草刈りの時期などを調整している。このウマノスズクサに関しては、市が県と協議しているが、その団体ごとの差はどこにあるのか整理する必要があると考えている。ジャコウアゲハ自体も、昔はレッドデータに載っていたが、今は外されている。そのうえで、「埼玉県のレッドデータから外されているが、市としてジャコウアゲハは希少だと考えている。そこでこれは保護する。その食草として、ウマノスズクサを保護するのは賛同できる。だから団体と協働で取り組む」というなら理解できる。そのうえで、適切な管理指導をしてほしい。河川に関しては法律があり、それに従った管理をしていく必要がある。申請外のことを行うと、市が問題のあることをしていると見られてしまう。一つの民間団体が不適切なことを行ったというレベルでは収まらなくなる可能性があるため、非常に危惧している。管理方法について、市が関わっているということで、発言を控えている。河川管理上の法律の規定について、一般の人が理解することは困難である。森林法や河川法に関して必要な事項は、指導してほしい。また、最新のウマノスズクサを保護する方法について、例えば環境科学国際センターに助言を仰ぐなど、情報を提供していくようなネットワーク作りも必要である。環境管理計画の「市民・事業者の推進組織」の項目において、「越谷市環境推進市民会議を中心にして」という記載があるが、環境推進市民会議自体は昨年9月に解散しており、大きな問題だと考えている。一つのプラットフォームのようなものを作り、民間や市民の英知を結集し、相互の交流や情報交換をしてより良いものを作るべきである。先日のキタミソウの保護に、ある企業からたくさんの参加があったように、SDGsに興味がある企業もたくさんあるため、うまく調整し、早く組織を作ってほしい。あまりお金のかからない手法を上手く使い、計画を促進してほしい。

事務局：希少植物の保全については、市民と協働で管理をしていく点も非常に重要な観点だと考えており、法律的な規制等について状況をよく確認した上で、配慮して進めていきたい。市民のネットワークづくりについては、今年度中に「SDGs パートナーシップ制度」を構築すべく、取組を進めている。SDGs パートナーシップ制度については、計画の取組指標になっているこ

ともあり、早期に作る必要があると認識しており、着実に進めていきたい。

委員：基本目標4の取組指標4-2「保存・樹林・樹木地区の指定箇所数」について。この樹林と樹木地区の定義として、国でどのぐらい面積を樹木といい、どのぐらいの面積を樹林地区といった定義が定められているのか知りたい。生き物が暮らす環境の保全を考えると、小さな面積でたくさんあってもあまり意味がないと考えている。例えば、私は大学におり、学内の木が伐採され、研究室で20年強環境測定をやっていたまとまったエリアがなくなったところである。ある程度の広さのあるエリアがなくなったことで、大きな木の下は環境が綺麗だが、全体的にみるとどうかということがあり、アンバランスが起こっていると考えている。この指標の「か所数」の定義がわからないが、市当たりの面積の概ね何%を保全しようであるとか、人口当たり概ね何%が妥当であるとか、あるいは生物には少なくともどの程度の面積が必要だから確保する必要があるといった目標はあるのか。他の指標では実施面積や区域面積の総数となっているのに、なぜこの指標では指定数になっているのか。目標数を設定した根拠についても質問する。先ほどのパートナーシップ制度の詳細がわからないが、例えば土地の所有者とパートナーシップを組んで、その分優遇するから保存してほしいなどがあると望ましい。

事務局：指標4-2「保全・樹林・樹木地区の指定箇所数」について、現段階で整っておらず、定義を含めて回答ができない。また、取組指標の目標設定単位が、箇所数や面積など、異なる点については、計画策定時に庁内で各担当課に照会をかけて、環境に資するものという形で取りまとめた経緯から、事業を所管する担当課の考え方を極力生かす形としており、差が出ている。

部長：補足をすると、各自治体によっては、例えば1本の樹齢の古い古木を樹木として市が指定する制度や、雑木林がある場合は一定の面積を保存樹林という形で市が指定する制度などがある。越谷市としてもこうした制度を検討しているが、地域特性として、樹林地や雑木林といったものがほとんどない。そのため、ここで想定している樹林とは、農家の屋敷林であり、私有の屋敷の中にある樹林地というのが、市内の唯一の樹林地になっている。屋敷林には、時代の流れによって、相続が発生するなど、様々な形で減少している状況である。屋敷林を守る手立てを検討しているが、市で指定してしまうことが制約となり、相続のときに問題が生じる可能性があるといった懸念から、望まれないという面もある。今は、より緩い形で、緑のオアシスとして地域の緑を守ってくださいという制度を行っている。その一方で、樹林地は減少しており、市として対応を検討中である。ここで一つ対応を紹介すると、屋敷林の持ち主が木を剪定すると、その切った枝の処分が費用がかかるため、市の事業として、剪定枝については、堆肥化施設に無料で持ち込めるという支援を実施している。まだまだ微々たる支援のため、それ以上に屋敷林保全に資する方策があればと検討している。

委員：埼玉県にはもう少し木がありそうな気がしていたが、越谷市内には雑木林がないと感じていた。木の減少が進むと、ヒートアイランド化が止まることはないので、その関連も含めて施策が望まれる。

委員：それに関連して、今まで河川沿いの樹林帯は守られるものだと考えていたが、昨今は洪水被害の関係で、県が治水対策として伐採しており、堤外のは原則切ると聞いている。そのため、鴨場のある環境保全区域については、こちらから提案して何本か残した。その際には、元荒川の自然を守る会にも声をかけて、我々の残したい木と彼らの残したい木を県に依頼した。これは市が積極的にできないものなのか。緑の回廊のような機能を持つこともあり、我々が言わなければ切られてしまうのは問題ではないか。対応が遅れ全て伐採された場所もあり、市として治水事務所と調整してほしい。当然、安全上必要な場所を切るとは仕方ないが、それ以外についてはCO₂を吸収していることもあり、残してほしい。切った後の処理についても、県には切った木材を有効に利用してもらいたい。焼却処分などのCO₂を排出するような方法で処分されると、せっかく吸収しているものが無駄になってしまう。市で管理している場所は少ないと理解しているが、市からも調整してほしい。洪水の脅威により、積極的に協議していかないと環境を残していけない時代になっている。

部長：治水対策と生物多様性の保護という2つの取組のバランスが重要であるため、注視して県と協議をしていきたい。

- 委員：今の委員の発言はもともとだが、一方で今回の計画の中にも適応策を推進するという概念がある。今よりも雨の頻度、あるいは雨量が大きくなる懸念もあり、そういう意味では、県も、国も、治水対策にかなり力を入れており、場合によっては伐採しなければいけなくなっている。バランスをどう取るかというところでは、科学的な根拠が非常に重要で、場合によっては県や市が検証していかなければならない。今、越谷市の中島地区に鷺の大きなコロニーがあり、江戸川河川事務所が河川改修を計画しているが、鷺のコロニーになるべく影響を与えないような改修を考えている。国土交通省も必ずしも全て伐採するという考え方ではなく、コミュニケーションを取りながら考えていくことが重要であり、そのベースになるのは科学的な根拠だと考える。
- 委員：国はその辺も考えていると思うが、県レベルでどの程度考えているかは、非常に疑問である。科学的根拠というならば、例えば水理実験をやればわかるはずであり、私としてはシミュレーションをしてほしいが、そこまではやらないだろうと考えている。通常の管理の中で、原則として内規があり、それに基づいて対応するものと理解している。国は生物多様性に配慮するという概念があり、中島の鷺のコロニーに関してもその辺を考慮しているのだろう。業務で汲々としていて考えられないということもわかるが、科学的根拠と言われると、シミュレーションをという話になってしまう。ある程度の地形測量や流況のデータが必要であり、何年確率の洪水を想定するかなどを考慮してシミュレーションができるのかという話になる。そういうのはあまり現実的ではないが、科学的根拠というと水理実験などのシミュレーションを指しているのか。
- 委員：それはお金のかかる形であり難しい。ただ保全するという考え方ではなく、バランスを取りながら、協議をして考えていこうとする姿勢が必要であると考え。
- 委員：安全上に問題があるならば、むやみに残せという話はやらない。それは当然の話である。
- 委員：基本目標5の取組指標5-7「景観の満足度」について。ここでの満足とは、どういうものをもって満足としているのか。また現況値66.7%で、目標値70%では、すでに目標値に近いと思うが、なぜこの目標値なのか。どういう景観の状態を越谷市としてベストと考えているのか、その基準は何か。
- 事務局：指標5-7「景観の満足度」は、毎年実施している市政世論調査の中で、市民の方々が回答した割合を指している。
- 事務局：市では景観条例に基づいて景観資源の保全等に努めており、元荒川沿いのような自然が残っている場所などが対象をなっている。公共施設の構造物については、自然と調和しているかどうか、例えば公園のトイレが派手な色をしていないか、橋の橋げたの色が周りと同調しているかなどの観点から専門の大学の先生の見意見を求めながら取組を進めている。
- 議長：その他に何か質問、意見はあるか。
- 委員：一点目、投影資料で推進プロジェクトの説明があったが、これは報告書ではどのように取り扱われるのか。二点目、推進プロジェクトとはいえ「実施なし」が多い。例えば環境面の取組4-2-⑤「緑の保全・管理と整備」では、ほとんどが実施なしであり、1つだけCがついているような状況である。この1年、推進プロジェクトがどういう位置づけで実施されてきたのか。推進という象徴的な意味だけで、重点的に推進するという意味ではなかったのか。二点目、先ほど国はどう考えているのかとあったが、低炭素・脱炭素関係については、国際的な取組が進んでおり、日本の場合はそれを追いかけるのに必死という状況である。そうしたなか、この資料は温暖化を抑えるという方向だが、緩和策についてあまり議論がされていない。次の議題である目標値を上げるということを考えると、緩和策にも力を入れていかなくてはならないと考えるが、今後どうするのか。三点目は次の議題に進んでしまうので、まず一点目と二点目について質問する。
- 事務局：報告書を作成した後に投影資料を作成した経緯から、先に作成した実施状況報告書に推進プロジェクトの記載が抜けていた。報告書を修正したい。
- 部長：推進プロジェクトは、環境面、社会面、経済面でのこれから力を入れていく取組であり、これから毎年力を入れていく施策が見えてくるように、報告の仕方を工夫していきたい。
- 議長：今後どういう取組を推進していくかは、次の議題で議論する。その他はよろしいか。

②越谷市環境管理計画の改定について

議長：議事②「越谷市環境管理計画の改定について」説明をお願いします。

事務局：資料により説明。

議長：先ほどの委員の質問について、私も同じように感じていたため、回答をお願いしたい。

事務局：目標値を上方修正することに伴って、具体的にどういう取組をしていくかについては、資料2の説明のとおり、大きく分けて二つある。まず一つ目は、庁内の取組として、「ゼロカーボン推進チーム」というものを、施設の所管課を中心に組織し、主に施設整備や施設管理といったハードの部分での温室効果ガスの削減施策として、LED化や太陽光パネルの導入、さらに施設の改修を予定している場合の省エネ改修に取り組んでいくという認識の統一を図り、市全体として取組を進めているところである。二つ目として、令和3年4月に近隣の5市1町とゼロカーボンシティ共同宣言を行い、具体的な取組について進めていくために、近隣5市1町の環境部門、廃棄物部門の職員を構成員とする「埼玉県東南部地域ゼロカーボンシティ推進協議会」を設置している。これまでの具体的な取組としては、各市町の太陽光発電設備等補助金制度のチラシを作成、5市1町の住民向けに共同PRを行ったほか、再生可能エネルギー比率が高い電力への切り替えを行う取組として「みい電キャンペーン」の案内を進めている。26%削減という目標値を46%削減にするということは、非常に高い目標だが、パリ協定で産業革命以前に比べて1.5℃上昇以内に抑えていくとあるように、今すぐやれることから取り組んでいく必要がある。高い目標値を目指し、市として取り組んでいきたいと考えている。

委員：取組としてはかなり不十分だと思うが、現時点では仕方がないかとも考える。世界の状況が非常に変化しているなか、新電力会社がかかり倒産していると聞いている。そうした世の中の動きに即応した対策を吟味していくことも温暖化対策には必要である。埼玉県も非常によく取り組んでおり、都道府県の研究施設としてとても優れている埼玉県環境科学国際センターがあるので、そこの支援があれば、もう少し実効性のある具体的な施策ができるものと考えている。

部長：目標だけ国の46%に合わせるだけでなく、実際に越谷市が何をするのかというところが重要であると認識している。目標値を上げるこの改定を一つの契機として、様々な施策を今以上に推進していかなければならないので、例えばグリーン電力の積極的な導入や公用車への電気自動車導入、蓄電池の整備などに取り組んでいきたい。脱炭素先行地域づくり事業や重点対策加速化事業など、国は自治体を支援していこうという機運であり、市として46%の目標が達成できるような、今以上の施策を展開していこうと意気込んでいる。この改定をきっかけに、より一層力を入れていきたいという決意もあり、改定を目指した。

議長：委員から何かあるか。

委員：県でも温暖化対策の専門委員会があり、まさに今日同じ時間に46%という方向性を議論している。46%は、かなり野心的な目標であり、色々な政策を積み上げただけではなかなか達成が難しい。それでも埼玉県について県全体で見れば、ほぼ人口についてはピークアウトしており、これから減っていくということがCO₂排出量を減らす一つの要因となるが、越谷市の場合、2030年までに人口が大きくは減少しない見込みである。そのため、ある意味埼玉県や国全体よりも厳しいところもある。先ほど部長から話があったように、国もかなり多くの予算をこの気候変動対策につけているので、積極的に手を挙げて色々な政策に取り組んでほしい。また、今回は気候変動緩和策の話だが、気候変動適応策についても、これからは車の両輪として取り組む必要があり、埼玉県には気候変動適応センターを設置している。市町村にも声掛けをして、現時点で10市町が参加しているので、場合によっては一緒に適応策も取り組んでいけたらと考えている。

委員：温室効果ガスの排出量の算出について。報告書の数値は、2022年3月に埼玉県環境科学国際センターが算出した2019年までの値となっている。今後、目標値をチェックする立場としては、何年遅れで数値が出てくるかが問題になると思うが、1年遅れなのか2年遅れなのか。環

境科学国際センター以外で、越谷市が独自で算出できるのか。

- 委員：温室効果ガスの約 80%は燃料由来である。ただ、越谷市内でどれぐらいの燃料が実際に使われているのか、電気が消費されているのかというのは、正直、把握はできない。そのため、先ほど申し上げたように、国の資源エネルギー庁の都道府県別エネルギー消費統計をさらに案分することとしている。エネルギー消費統計が公表されるタイミングがおおむね 1 年半後なので、その後に県と市町村の CO₂ 排出量、温室効果ガス排出量を推計するので、約 2 年遅れることになる。もちろんこの市域からの温室効果ガス排出量の数値も重要ではあるが、実態として、例えば越谷市が懸命に省エネに取り組むであるとか、太陽光発電をしたとしても、それが資源エネルギー庁のデータにはなかなか反映されない。そのため、この数値を追うことは重要だが、今回の取組指標で示されている別の指標で進捗管理や評価することが重要である。
- 委員：それでは今採用している現状の環境指標は速報性がないといえる。市域からの温室効果ガス排出量が、2 年か 3 年遅れて出てくるようであれば、他の指標を使うべきである。
- 部長：その点には多くの自治体が共通の悩みを抱えている。脱炭素に関しては、国が加速をしようとして施策を進めているため、越谷市も独自の地域特性に応じながら、市民の行動変容も含めて、脱カーボンに向けて様々な取組を進めていきたい。
- 議長：今回の改定は要するに目標値の数値の変更であり、国や県の変更に伴って市も変更するという、それだけの改定である。

③その他

議長：議事③「その他」事務局からあるか。

事務局：1 点目として、本日審議した諮問への答申に関する進め方についてである。これから事務局で、本日の意見を反映した答申の素案を作成する。答申の素案に対し、意見を伺い、答申案としてとりまとめる。その後会長と最終調整したものを最終的な答申として取り扱うことを提案する。この進め方でよろしいか。2 点目として、今後の審議会の予定についてである。委嘱している環境審議会委員の任期は、令和 5 年 6 月末日までとなっている。現在のところ次回の開催予定はないが、法改正などで審議の必要が発生した場合にはお願いしたい。

議長：ただいまの内容について何か質問、意見はあるか。なければ了承したものとします。

委員一同：質問、意見なし。

議長：最後に本日の会議を通して、その他、意見、質問はあるか。なければ本日の越谷市環境審議会を終了とします。

閉 会

※1 持続性の高い緑地面積の内訳には、都市公園や公共施設緑地などの施設緑地の他、法律や条例等に基づく地域制緑地の面積が含まれ、このうち地域制緑地の中に、農用地区域(田及び畑)が含まれる。